

堺市産業振興センター貿易実務人材派遣提案書作成要領

1. 業務名称

堺市産業振興センター貿易実務人材派遣

2. 業務概要

堺市産業振興センターにおける海外販路開拓事業に必要な業務全般。輸送に関する契約書や通関書類の作成等の貿易および国内輸送に関する実務、貿易に付随する国内取引に関する実務等、その他販路開拓課における関連事務。

3. 業務履行期間

平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日

(原則として平成 31 年 3 月 31 日まで、1 年ごとに引き続き随意契約を行う予定である)

4. 担当課

〒591-8025 堺市北区長曾根町 183・5

公益財団法人堺市産業振興センター

販路開拓課 担当 澤

TEL 072-255-1223 FAX 072-255-5200

e-mail hanro@sakai-ipc.jp

5. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。

(2) 堺市産業振興センター貿易実務人材派遣プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(3) 堺市産業振興センター貿易実務人材派遣プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは

は上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者

(6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

6. 日程

(1) 公募開始日	平成 28 年 2 月 5 日（金）
(2) 参加資格確認申請書等提出締切	平成 28 年 2 月 19 日（金）
(3) 質疑締切日	平成 28 年 2 月 19 日（金）
(4) 質疑回答日	平成 28 年 2 月 22 日（月）
(5) プロポーザル参加資格確認結果通知日	平成 28 年 2 月 24 日（水）
(6) 提案書等提出締切日	平成 28 年 3 月 9 日（水）
(7) 審査日	平成 28 年 3 月 中旬
(8) 審査結果(採否)通知日	平成 28 年 3 月 中旬

優先交渉権者決定

※ 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ 質疑、参加資格確認申請書、提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7. 応募書類の配付

平成 28 年 2 月 5 日（金）から平成 28 年 2 月 19 日（金）午後 5 時まで、堺市産業振興センターホームページからダウンロードする。

堺市産業振興センターホームページ：<http://www.sakai-ipc.jp>

8. 提出書類

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

① 提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

・ 担当者の記名、押印等をした上で提出すること。

(イ) 法人市民税の納税証明書（個人の場合は市民税。写し可。）直近 3 ヶ月以内

・ 提出部数は 1 部とする。

(ウ) 国税の納税証明書（法人はその 3 の 3、個人はその 3 の 2 を必ず添付すること。写し可。）直近 3 ヶ月以内

・提出部数は1部とする。

※提出書類(イ)(ウ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

②提出期限

平成28年2月19日(金) 午後5時まで

③提出先

前記4の担当課まで

④提出方法

直接持参または郵送(FAX不可)してください。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時までに持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、平成28年2月24日(水)に通知する。

(2) 提案書等の提出

ア、提出期限

(1) 提案書 5部

- ① 別紙「堺市産業振興センター貿易実務人材派遣提案書」、同提案書中、当センターへの派遣を想定する派遣労働者の経歴、スキル・資格について(別紙での提出可。様式任意)を提出すること。
- ② 提案者が特定できる表現、会社名、ロゴ等は一切記載しないこと。

(2) 見積書 5部

- ① 宛先は「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」とし、業務名「堺市産業振興センター貿易実務人材派遣」とすること。
- ② 見積書の1部は、貴社の社名、代表者職氏名を記載のうえ、社印、代表者印(堺市登録業者の場合は登録使用印鑑)を押印すること。その他は、貴社名が判別できる記載はしないこと。
- ③ 見積書記載金額は、消費税を除く時間単価で明記すること(時間外労働、深夜労働、休日労働等の場合における割増料金を含む)。また、端数処理についても計算方法を明記すること。

イ、提出期限

平成28年3月9日(水) 午後5時まで

ウ、提出先

前記4の担当課まで

エ、提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時～午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 4 担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

9. 提案書記載事項

仕様書に基づき別紙「堺市産業振興センター貿易実務人材派遣提案書」に記入すること。なお、提案書には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にする可能性がある。

10. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記 4 の担当課担当者まで電話にて問い合わせるか、FAX もしくは電子メールにて問い合わせること。FAX 又は電子メールの場合は、送付後、速やかに担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は平成 28 年 2 月 19 日（金）正午までとし、それ以後は一切受け付けない。質問に対する回答は FAX 又は電子メールにて 2 月 22 日（月）（予定）に送付する。

11. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、担当者氏名を記載のうえ、担当者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1 部提出すること。

提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

平成 28 年 3 月 4 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出先

前記 4 の担当課まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参、郵送、または FAX 送付すること。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時～午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 4 の担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

12. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く）
- (3) 見積書の金額が、当センターで定める予定金額を上回る場合
- (4) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (5) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (9) 提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10) 本事業について2案以上の提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

13. 提出書等の審査

(1) 審査方法

- ・ 審査は、複数の委員が、提案書及び見積金額を総合的に審査する。
- ※提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施は予定していない。
- ・ 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・ 審査内容、結果についての異議は認められない。

(2) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、3月中旬に通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も適した者1者を選定し、優先交渉権者として決定する。

14. 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ① 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
- ② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- ③ 当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その

辞退理由が正当な理由ではないと当センターが判断した場合及び契約不成立により当センターに著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の 10/100 以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(ア) 保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(イ) 過去 2 年間に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体並びにその外郭団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないおそれがないと認めるとき。（なお、履行証明書は契約締結日までに用意すること。）

(ウ) 契約金額が、1,000,000 円以下で、かつ契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

徴収した契約保証金は、契約履行後に全額還付します。（利子は付しません。）

15. その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には当センターの責任において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 成果物の作成にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (4) 提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 選定後に詳細な協議を行い、当センターが協議内容及び見積金額を承認した後に契約を行う。協議が不調に終わった場合は、プロポーザルの第 2 順位のを改めて選定する場合がある。また協議が不調に終わった場合に生じた経費については、当センターでは一切負担しない。
- (6) 本プロポーザルに関して、提案事業者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。